

## 国民経済計算体系的整備部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革の基本方針の対応方針
公的固定資本形成、総固定資本形成・住宅投資	<p>＜建設総合統計＞（国土交通省、内閣府）</p> <p>① 公共工事出来高と国・地方・公的企業等の決算書との整合性を確認する。（2017年度中実施）</p> <p>② 公的資本形成について、QEとGDP年次推計との乖離の原因について検証を行う。（2017年度中実施）</p> <p>＜建築着工統計＞（国土交通省）</p> <p>③ 工事費予定額の定義の明確化と周知による報告の正確性向上。（統計委員会における審議を踏まえ、2017年度以降、段階的に実施）</p> <p>④ 異常値、外れ値への対応の徹底。（同上）</p> <p>⑤ 工事費予定額と完成工事費との乖離を調査する「補正調査」の精度向上とその公表。（同上）</p> <p>＜建築物リフォーム・リニューアル統計＞（国土交通省、内閣府）</p> <p>⑥ 調査基準期間を半年から四半期に変更するとともに、SNAで固定資本形成に含まれる「改装・改修工事」と、中間消費に含まれる「維持・修理」に分けて調査し公表する。（2016年度より新調査を実施し、公表）</p> <p>⑦ 遡及系列を作成し、公表する。（2019年度予定の平成27年度産業連関表に反映の上、2020年度目途に予定されている次回のSNA基準改定に反映できるよう実施）</p> <p>⑧ 上記⑥の新調査による結果の蓄積を得て、SNAへの反映に際しての手法や影響、課題について検討を行う。（2018年度までに実施）</p> <p style="text-align: center;"><b>現行基本計画の該当項目</b></p> <p>○ 建築物リフォーム・リニューアルについて、建設総合統計及び国民経済計算へ反映することを目的とした投資額の把握と、住宅施策等の適切な推進に寄与するための工事内容ごとの投資額等の把握を図る。</p> <p>なお、建築着工統計で一部把握されている建築物リフォーム・リニューアル投資額部分との重複に関する取扱いの整理なども行う。（平成27年度末までに結論を得る）</p>
<b>これまでの統計委員会の意見</b>	<p>＜平成27年度統計法施行状況報告審議結果 建築着工統計＞</p> <p>○ 補正調査の標本設計について、工事費予定額の金額階層別に抽出し、一定額以上の建築工事は全数調査とするなど標本設計を抜本的に見直す必要がある。（平成29年度から検討）</p> <p>○ 調査票段階における誤りの防止対策を徹底するための方策を検討する必要がある。また、結果に誤りがあった場合は、速やかに遡及訂正する</p>

	<p>ことが必要である。(平成29年度中に実施し継続実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査票のオンライン回答率の向上を図るため、引き続き、オンラインによる回答に移行する方策を推進することが必要である。(継続実施)</li> <li>○ 補正調査の結果が、建設投資に関する実態を把握するという、より大きな意味を持ってきているため、補正調査の目的・名称の見直しを検討することが必要である。(平成29年度から検討)</li> <li>○ 補正調査の結果をウェブサイトで公表する必要がある。その際には、床面積ベースの工事实施率、工事単価補正率についても広く公表することが必要である。(平成29年度から検討)</li> <li>○ 利用者の理解促進のために、(1)「建築工事費予定額」などの用語の定義の明確化、及び(2)統計作成方法などの解説の充実、が必要である。(平成29年度から検討)</li> <li>○ 補正調査における工事の完了予定期日と完了時期のずれについて、新たに公表することを早急に検討する必要がある。(平成29年度から検討)</li> </ul> <p>&lt;平成27年度統計法施行状況報告審議結果 建築物リフォーム・リニューアル統計&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本調査の現状の公表時期では、四半期別GDP速報での利用に間に合わない。今後、必要に応じて速報値を公表するなど、少なくとも2次速報の利用に間に合わせるように努める必要がある。</li> <li>○ 今後も、国民経済計算への反映に向けて内閣府と連携するとともに、建築物への投資額の把握に努めていただきたい。</li> </ul>
<p>各種研究会等での指摘</p>	
<p>担当府省の取組状況の概要</p>	<p>&lt;建設総合統計&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 2017年度中に整合性を確認予定。(国土交通省)</li> <li>② 2017年度中に、公的固定資本形成について、建設総合統計により推計したQEと、政府の決算書等により推計した年次推計の比較、検証を行う。(内閣府)</li> </ul> <p>&lt;建築着工統計&gt; (国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③ 工事費予定額の定義については、定義の明確化と周知を図る。</li> </ul>

	<p>④ 異常値、外れ値については、システムチェックで検出し確認を行っているが、今後も確認の徹底を図る。</p> <p>⑤ 補正調査については、冊子のみの公表であったが、インターネットでの公表も開始する。また、標本設計の見直し等も行い精度向上を図る予定。</p> <p>&lt;建築物リフォーム・リニューアル統計&gt;</p> <p>⑥ 平成28年度調査から以下の見直しを実施。(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査基準期間を半年から四半期に変更</li> <li>・ 国民経済計算及び産業連関表へ反映するため、改装・改修工事(資本形成部分)と維持・修理工事(中間消費部分)に項目を分けて投資額を把握</li> <li>・ CO<sub>2</sub>削減等環境負荷低減など住宅施策等の適切な推進に寄与するため、省エネルギー工事の部位別工事内容の把握</li> <li>・ 本調査と建築着工統計調査との重複部分を把握するため、建築工事届提出の有無についての項目を追加</li> <li>・ 統計精度向上のため、調査対象者のうち、年間完成工事高の大きい特定の業種は全数調査。また、大規模工事(住宅2千万円、非住宅2億円以上の工事)については、全ての個別工事の内容を調査</li> </ul> <p>⑦ 国民経済計算等への反映については、見直し後の調査により得られるデータの蓄積が必要であることから、遡及期間及び遡及推計方法等の具体的事項について、引き続き関係府省庁間で調整予定。</p> <p>⑧ 国民経済計算の次回基準改定での実現に向け、2016年度以降開始された新調査の結果を踏まえ、2018年度までに、国民経済計算への反映に際しての推計手法や、計数への影響、推計上の課題について検討を行う。(内閣府)</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設総合統計の課題については、平成29年度中に実施の予定としているため、次期基本計画の課題からは除外する。</li> <li>○ 建築着工統計については、平成27年度施行状況報告審議において指摘している事項。平成29年度から着手するとされているので、30年度以降に係る課題のみ次期基本計画に掲載。</li> <li>○ 建築物リフォーム・リニューアル調査については、平成28年度調査から調査事項の変更は反映されている。</li> </ul> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築着工統計の補正調査においては、標本設計の見直し、データの精査の徹底等により精度向上を図る。また、補正調査の結果が建設投資に関する実態を把握するものとなってきているため、調査名及び目的の見直しについて検討する。(国土交通省)</li> <li>○ 建築物リフォーム・リニューアル統計の産業連関表及び国民経済計算への反映を行う。国民経済計算への反映について遡及期間及び遡及推計</li> </ul>

	方法等の具体的事項について関係府省間で調整を進める。また、建築物リフォーム・リニューアル調査の公表時期については、少なくとも四半期別GDPの2次速報の利用に間に合わせるよう努める。(国土交通省、内閣府、産業連関表作成府省庁)
備考(留意点等)	